

財務諸表

貸借対照表

科 目	(単位:百万円)	
	第95期(令和4年3月末)	第96期(令和5年3月末)
資 産 の 部		
現 金	4,098	4,357
預 け 金	242,607	225,678
買 入 金 錢 債 権	386	386
有 価 証 券	56,982	62,198
国 方 債	21,235	16,283
地 方 債	7,181	6,347
社 方 債	23,227	33,985
株 式	3,191	3,429
そ の 他 の 証 券	2,145	2,153
貸 出 金	359,929	361,536
割 引 手 形	649	625
手 形 貸 付	3,910	3,452
証 書 貸 付	351,797	353,864
当 座 貸 越	3,572	3,594
そ の 他 資 産	3,509	3,655
未 決 済 為 替 貸	130	146
信 金 中 金 出 資 金	2,427	2,427
前 払 費 用	20	16
未 収 収 益	727	773
そ の 他 の 資 産	203	291
有 形 固 定 資 産	9,121	9,024
建 物	1,750	1,684
土 地	7,132	7,073
そ の 他 の 有 形 固 定 資 産	239	266
無 形 固 定 資 産	88	67
ソ フ ト ウ エ ア	57	37
そ の 他 の 無 形 固 定 資 産	30	30
前 払 年 金 費 用	136	176
緑 延 税 金 資 産	509	473
債 務 保 証 見 返	58	50
貸 倒 引 当 金	△2,190	△2,033
(うち個別貸倒引当金)	(△1,533)	(△1,442)
資 産 の 部 合 計	675,239	665,571

(単位:百万円)

科 目	第95期(令和4年3月末)	第96期(令和5年3月末)
負 債 の 部		
預 金 積 金	591,425	584,421
当 座 預 金	9,593	8,414
普 通 預 金	264,376	268,796
貯 蓄 預 金	2,878	2,775
通 知 預 金	641	600
定 期 預 金	301,075	291,812
定 期 積 金	9,739	9,578
そ の 他 の 預 金	3,120	2,442
借 用 金	45,992	36,437
借 入 金	45,992	36,437
コ ー ル マ ネ ー	10,000	16,400
そ の 他 負 債	1,037	1,452
未 決 済 為 替 借	142	193
未 払 費 用	226	213
給 付 補 備 金	5	5
未 払 法 人 税 等	13	218
前 受 収 益	70	70
払 戻 未 済 金	122	119
職 員 預 り 金	230	236
資 産 除 去 債 務	28	28
そ の 他 の 負 債	197	365
賞 与 引 当 金	137	147
役 員 退 職 慰 労 引 当 金	71	63
睡 眠 預 金 払 戻 損 失 引 当 金	44	40
偶 発 損 失 引 当 金	116	112
再 評 価 に 係 る 繙 延 税 金 負 債	197	197
債 務 保 証	58	50
負 債 の 部 合 計	649,081	639,324
純 資 産 の 部		
出 資 金	12,976	12,856
普 通 出 資 金	5,676	5,556
そ の 他 の 出 資 金	7,300	7,300
資 本 剰 余 金	2,700	2,700
資 本 準 備 金	2,700	2,700
利 益 剰 余 金	9,833	10,671
利 益 準 備 金	2,872	2,968
そ の 他 利 益 剰 余 金	6,961	7,703
特 別 積 立 金	634	359
(店舗建替事業積立金)	(600)	(325)
(圧縮積立金)	(34)	(33)
当 期 末 剰 分 余 金	6,326	7,343
処 分 未 済 持 分	△5	△9
会 員 勘 定 合 計	25,504	26,218
そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	157	△467
土 地 再 評 価 差 額 金	495	495
評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	652	28
純 資 産 の 部 合 計	26,157	26,246
負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	675,239	665,571

損益計算書 (単位:千円)

科 目	第95期(令和4年3月末)	第96期(令和5年3月末)
経 常 収 益	7,366,473	7,602,220
資 金 運 用 収 益	6,454,135	6,581,449
貸 出 金 利 息	5,602,965	5,642,695
預 け 金 利 息	341,506	378,624
コ ー ル ロ ン 利 息	7,004	8,375
有 価 証 券 利 息 配 当 金	441,496	489,642
そ の 他 の 受 入 利 息	61,162	62,113
役 務 取 引 等 収 益	598,980	568,586
受 入 為 替 手 数 料	289,309	257,535
そ の 他 の 役 務 収 益	309,671	311,051
そ の 他 業 務 収 益	71,849	67,280
國 債 等 債 券 売 却 益	44,031	7,122
そ の 他 の 業 務 収 益	27,818	60,157
そ の 他 経 常 収 益	241,507	384,903
貸 倒 引 当 金 戻 入 益	—	155,042
償 却 債 権 取 立 益	57,651	81,907
株 式 等 売 却 益	164,736	136,721
金 錢 の 信 托 運 用 益	—	380
そ の 他 の 経 常 収 益	19,119	10,851
経 常 費 用	6,146,435	5,888,761
資 金 調 達 費 用	12,223,7	114,912
預 金 利 息	96,338	87,840
給 付 補 備 金 総 入 額	3,516	3,223
譲 渡 性 預 金 利 息	3,015	7,123
借 用 金 利 息	18,485	17,467
コ ー ル マ ネ ー 利 息	△642	△2,292
そ の 他 の 支 払 利 息	1,524	1,549
役 務 取 引 等 費 用	861,039	924,866
支 払 為 替 手 数 料	82,019	64,083
そ の 他 の 役 務 費 用	779,020	860,782
そ の 他 業 務 費 用	11,854	117,781
國 債 等 債 券 売 却 損	2,876	112,769
そ の 他 の 業 務 費 用	8,978	5,011
経 費	4,626,582	4,609,944
人 件 費	2,986,523	2,984,980
物 件 費	1,459,665	1,438,696
税 金	180,393	186,266
そ の 他 経 常 費 用	524,721	121,257
貸 倒 引 当 金 総 入 額	324,881	—
貸 出 金 債 却	23,801	24,082
株 式 等 売 却 損	64,513	9,147
株 式 等 債 却	23,702	—
そ の 他 資 産 債 却	—	4,236
そ の 他 の 経 常 費 用	87,821	83,789
経 常 利 息	1,220,037	1,713,459

(単位:千円)

科 目	第95期(令和4年3月末)	第96期(令和5年3月末)
特 別 利 息	—	7,345
固 定 資 産 処 分 益	—	7,345
特 別 損 失	36,141	275,464
固 定 資 産 処 分 損	7,636	44,464
減 損 損 失	28,504	—
そ の 他 の 特 別 損 失	—	231,000
税 引 前 当 期 純 利 益	1,183,896	1,445,341
法人 税、住民 税 及 び 事 業 税	13,962	218,421
法 人 税 等 調 整 額	215,744	275,052
法 人 税 等 合 計	229,706	493,474
当 期 純 利 益	954,190	951,866
緑 越 金 (当 期 首 残 高)	5,386,172	6,117,258
圧 縮 積 立 金 取 崩 額	567	567
店舗建替事業積立金取崩額	—	274,274
土地再評価差額金取崩額	△14,159	—
当 期 末 処 分 剰 余 金	6,326,771	7,343,966

剩余金処分計算書

(単位:千円)

科 目	第95期(令和4年3月末)	第96期(令和5年
-----	---------------	-----------

貸借対照表注記（第96期）

(注) 1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

2. 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、その他有価証券のうち時価のあるものについては決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は移動平均法により算定）、ただし市場価格のない株式等については移動平均法による原価法により行っています。なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

3. 有形固定資産の減価償却は、定率法（ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く。）並びに平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については定額法）を採用しております。

また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物	3年～50年
動 産	3年～20年
その他の	5年～20年

4. 無形固定資産の減価償却は、定額法により償却しております。なお、自金庫利用のソフトウェアについては、金庫内における利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。

5. 貸倒引当金は、予め定めてる償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

6. 貸倒引当金は、破綻先に対する債務者（以下「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のとおり見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況がないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下「破綻懸念先」という。）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。

7. 破綻懸念先の債務者で未保全額が一定額以上の大口債務者の方々、債権の元本の回収に係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローと未保全額との差額を貸倒引当金とする方法（キャッシュ・フロー見積法）により計上しております。

8. 上記以外の債権については、主として今後1年間の予想損失額又は今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、1年間又は3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去の一定期間ににおける平均値に基づき損失率を求めて、これに将来見込み等必要な修正を加えて算定しております。

9. また、正常先とその他の要注意先のうち新型コロナウイルス感染症等の影響により業績悪化が懸念される業種に属する一定の債務者グループに対して、追加的な貸倒引当金を計上しております。正常先については、従来のその他要注意先に準じた引当率を使用し、その他要注意先については、従来の要管理先に準じた引当率を使用して算出しております。これに伴う追加的な一般貸倒引当金の額は289百万円であります。

10. すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、経営部門が資産査定を実施し、当該部署から独立した監査部が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。

11. なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取扱い見込額として債権額から直接減額しております、その金額は1,191百万円であります。

12. 賞与引当金は、職員への賞与の支払いに備えるため、職員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。

13. (1) 退職給付引当金は、職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。

また、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については期間定額基準によっております。

14. なお、過去勤務費用及び数理計算上の差異の費用処理方法は次のとおりであります。

過去勤務費用 その発生時の職員の平均残存勤務期間内の一定の年数（9年）による定額法により費用処理

数理計算上の差異 各事業年度の発生時の職員の平均残存勤務期間内の一定の年数（9年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理

また、当事業年度末は年金資産の額が退職給付債務に未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用を加減した額を超過しているため、前払年金費用（176百万円）を計上しております。

(2) 当金庫は、複数事業主（信用金庫等）により設立された企業年金制度（総合設立型厚生年金基金）に加入しております、当金庫の拠出に対応する年金資産の額を合理的に計算することができないため、当該年金制度への拠出額を退職給付費用として処理しております。

なお、当該企業年金制度全体の直近の積立状況及び制度全体の拠出等に占める当金庫の割合並びにこれらに関する補足説明は次のとおりであります。

① 制度全体の積立状況に関する事項（令和4年3月31日現在）
年金資産の額 1,740,569百万円
年金財政計算上の数理債務の額
と最低責任準備金の額との合計額 1,807,426百万円
差引額 △ 66,857百万円

② 制度全体に占める当金庫の掛金拠出割合（令和4年3月31日現在） 0.4441%

③ 補足説明
上記①の差引額の主要な要因は、年金財政計算上の過去勤務債務残高162,618百万円であります。本制度における過去勤務債務の償却方法は期間19年0月の元利均等定率償却であり、当金庫は、当事業年度の財務諸表上、当該償却に充てられる特別掛金79百万円を費用処理しております。

なお、特別掛金の額は、予め定められた掛け率を掛け出し時の標準給与の額に乘じることで算定されるため、上記②の割合は当金庫の実際の負担割合とは一致しません。

8. 役員退職慰労金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当事業年度末までに発生していると認められる額を計上しております。

9. 睡眠預金払戻損引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積もり、必要と認められる額を計上しております。

10. 債券引当金は、信用保証協会への負担金の支払いに備えるため、将来の負担金支払見込額を計上しております。

11. 役務取引等収益は、役務提供の対価として受取る収益であり、内訳として「受入為替手数料」「その他の受入手数料」「その他の役務取引等収益」があります。

このうち、受入為替手数料は、為替業務から受取る受入手数料であり、送金、代金取立等の内国為替業務に基づくものと、外国為替送金手数料等の外国為替業務に基づくものがあります。

為替業務及びその他の役務取引等にかかる履行義務は、通常、対価の受領と同時に充足されるため、原則として一時点に収益を認識しております。貯金庫やインターネットバンキングにかかる固定利回り等については履行義務の充足が1年超となる取引はありません。

12. 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

13. 会計上の見積りにより当事業年度に係る財務諸表にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る財務諸表に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。

(1) 貸倒引当金 2,033百万円
貸倒引当金の算出方法は、重要な会計方針として5.に記載しております。

主要な仮定は、「不動産市況の見通し」および「自己査定基準に基づいた債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」、「新型コロナウイルス感染症の見通し」であります。そのため、営業エリアにおける不動産市況および債務者の収益環境が大幅に変化した場合は、翌事業年度に係る財務諸表における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。

(2) 繰延税金資産 473百万円
繰延税金資産の認識は、将来の事業計画に基づく課税所得の発生時期及び金額によって見積っております。当該見積りは、将来の不確実な経済条件の変動などによって影響を受ける可能性があり、実際に発生した課税所得の時期及び金額が見積りと異なった場合、翌事業年度の財務諸表において、繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

14. 理事及び監事との間の取引による理事及び監事に対する金銭債権総額3百万円

15. 有形固定資産の減価償却累計額6,225百万円

16. 信用金庫法及び金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく債権は次のとおりであります。なお債権は、貸借対照表の「有価証券」中の社債（その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）によるものに限る。）、貸出金、外国為替、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに債務保証見返の各勘定に計上されるもの並びに注記されている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券（使用貸借又は賃貸借契約によるものに限る。）であります。

破産更生債権及びこれらに準ずる債権額 1,752百万円
危険債権額 7,510百万円
三月以上延滞債権額 19百万円
貸出条件緩和債権額 2,318百万円
合計額 11,600百万円

破産更正債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更正手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であります。

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものであります。

三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更正債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものであります。

貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更正債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものであります。

なお、上記債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

17. 手形割引は、業種別監査委員会報告第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形は、売却又は担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、625百万円であります。

18. 担保に供している資産は次のとおりであります。

定期預金	13,000百万円
有価証券	35,345百万円
担保資産に対応する債務	
借用金	36,437百万円
コールマネー	3,400百万円

上記のほか、為替決済、日銀購入代理店等の取引の担保として、定期預金30,000百万円及び有価証券1,193百万円を差し入れております。

また、その他の資産には保証金95百万円が含まれております。

19. 土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日 平成10年3月31日

同法律第3条第3項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第4号に定める地価税法第16条に規定する方法に基づいて、合理的な調整を行って算出しております。

同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当事業年度末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 △164百万円

20. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する当金庫の保証債務の額は160百万円であります。

21. 出資1口当たりの純資産額 236円18銭

22. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当金庫は、預金業務、融資業務及び市場運用業務などの金融業務を行っております。

このため、金利変動による不利な影響が生じないように、ALM委員会及びリスク管理委員会を設置し、資産及び負債の総合的管理をしております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当金庫が保有する金融資産は、主として事業地区内のお客様に対する貸出金です。

また、有価証券は、主に債券、投資信託及び株式であり、満期保有目的、純投資目的及び事業推進目的で保有しております。

これらは、それぞれ発行体の信用リスク及び金利の変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されております。

一方、金融負債は主としてお客様からの預金であり、流動性リスクに晒されております。

また、変動金利の預金については、金利の変動リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスクの管理

当金庫は、融資関連諸規程及び信用リスクに関する管理諸規程に従い、貸出金について、個別案件ごとの与信審査、与信限度額、信用情報管理、保証や担保の設定、問題債権への対応などを与信管理に関する体制を整備し運営しております。

これらの与信管理は、各営業店のほか融資管理部により行われ、また、定期的に経営陣によるリスク管理委員会や常務会を開催し、審議・報告を行っております。

② 市場リスクの管理

① 金利リスクの管理

当金庫は、リスク管理委員会によって金利の変動リスクを管理しております。

市場リスク管理規程において、リスク管理方法や手順等の詳細を明記しており、ALM委員会において決定された方針に基づき、常務会において実施状況の把握・確認、今後の対応等の協議を行っております。

日常的には経営管理部において金融資産及び負債の金利や期間を総合的に把握し、VaR分析等によりモニタリングを行い、月次ベースで常務会に報告しております。

③ 債格変動リスクの管理

有価証券を含む市場運用商品の保有については、リスク管理委員会の方針に基づき、常務会の監督の下、市場リスク管理規程に従い行われております。

このうち、総合企画部では、市場運用商品（投資信託・株式）の購入を行っており、事前審査、投資限度額の設定のほか、市場環境や財務状況など継続的なモニタリングを通じて、価格変動リスクの軽減を図っております。

これらの情報は経営管理部を通じ、常務会及びリスク管理委員会において定期的に報告されております。

(ii) 市場リスクに係る定量的情報

当金庫において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、「預け金」、「有価証券」のうち債券、「貸出金」、「預金積金」及び「コールマネー」であります。

当金庫では、これらの金融資産及び金融負債について、信用金庫法施行規則第132条第1項第5号二等の規定に基づき、自己資本の充実の状況等について金融庁長官が別に定める事項（平成26年金融庁告示第8号）において通貨ごとに規定された金利ショックを用いた時価の変動額を市場リスク量とし、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析を利用しておられます。

当該変動額の算定にあたっては、対象の金融資産及び金融負債を固定金利群と変動金利群に分けて、それぞれ金利定期日に応じて適切な期間に残高を分解し、期間ごとの金利変動幅を用いております。なお、金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当事業年度末現在、当該事業年度末において、上方パラレルシフト（指標金利の上昇を以て、日本円金利の場合が1.00%上昇等、通貨ごとに上昇幅が異なる）が生じた場合、時価は、9,215百万円減少するものと把握しております。

当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数との相関を考慮しておりません。

そのため、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

なお、金利リスク以外の価格変動リスク・為替リスク・市場信用リスクについては、重要性が乏しいことから記載を省略しております。

④ 資金調達に係る流動性リスクの管理

当金庫は、ALM委員会及びリスク管理委員会で、適時に資金管理を行なうほか、資金調達手段の多様化、市場環境を考慮した長短の調達バランスの調整などによって、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価等においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によって、当該価額が異なることもあります。

なお、金融商品のうち預け金、有価証券の一部、貸出金、預金積金、借用金及びコールマネーについては、簡便な計算により算出した時価に代わる金額を開示しております。

23. 金融商品の時価等に関する事項

令和5年3月31日ににおける貸借対照表上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります（時価等の評価技法（算定方法）については（注1）参照）。また、市場価格のない株式等及び組合出資金は、次表には含めておりません（注2）参照）。

なお、重要性の乏しい科目については記載を省略しております。

</div

(注1) 金融商品の時価等の評価技法（算定方法）

金融資産

(1) 預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預け金については、市場金利（TIBOR、SWAP）で割り引いた現在価値を時価に代わる金額として記載しております。

(2) 有価証券

株式・投資信託は取引所の価格、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。

(3) 貸出金

貸出金は、以下の①～④の合計額から、貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除する方法により算定し、その算出結果を時価に代わる金額として記載しております。

① 破綻懸念先債権、実質破綻先債権及び破綻先債権等、将来キャッシュ・フローの見積りが困難な債権については、貸借対照表中の貸出金勘定に計上している額（貸倒引当金控除前の額。以下「貸出金計上額」という。）

② 割引手形・手形貸付については、短期での貸出のため、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、貸出金計上額

③ ①、②以外のうち、変動金利によるものは貸出金計上額

④ ①、②以外のうち、固定金利によるものは貸出金の期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を市場金利（TIBOR、SWAP）で割り引いた価額

金融負債

(1) 預金積金

要求払預金については、決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしてあります。また、定期預金の時価は、一定の期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定し、その算出結果を時価に代わる金額として記載しております。その割引率は、市場金利（TIBOR、SWAP）を用いております。

(2) 借用金

借用金は、一定の期間ごとに区分した当該借用金の元利金の合計額を市場金利（TIBOR、SWAP）で割り引いて現在価値を算定し、その算出結果を時価に代わる金額として記載しております。

(3) コールマネー

コールマネーは、一定の期間ごとに区分した当該コールマネーの元利金の合計額を市場金利（TIBOR、SWAP）で割り引いて現在価値を算定し、その算出結果を時価に代わる金額として記載しております。

(注2) 市場価格のない株式等及び組合出資金の貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報には含まれておりません。

(単位:百万円)

区分	貸借対照表計上額
非上場株式（※1）	28
信金中金出資金（※1）	2,427
組合出資金（※2）	14
合 計	2,471

（※1）非上場株式および信金中金出資金については、企業会計基準適用指針第19号「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（令和2年3月31日）第5項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

（※2）組合出資金については、企業会計基準適用指針第31号「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（令和3年6月17日）第24-16項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

(注3) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位:百万円)

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
預け金（※1）	164,678	40,000	2,000	19,000
有価証券	7,477	22,506	14,825	13,153
満期保有目的の債券	—	1,222	—	—
その他有価証券のうち満期があるもの	7,477	21,284	14,825	13,153
貸出金（※2）	45,809	115,801	82,306	110,634
合 計	217,964	178,307	99,131	142,787

（※1）預け金のうち、要求払預け金は「1年以内」に含めております。

（※2）貸出金のうち、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等、償還予定が見込めないもの、期間の定めがないものは含めておりません。

(注4) 借用金及びその他有利子負債の決算日後の返済予定額

(単位:百万円)

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
預金積金（※）	482,067	102,071	5	276
借用金	11,891	24,137	409	—
コールマネー	16,400	—	—	—
合 計	510,358	126,208	414	276

（※）預金積金のうち、要求払預金は「1年以内」に含めております。

24. 有価証券の時価及び評価差額等に関する事項は次のとおりであります。これらには、「国債」、「地方債」、「社債」、「株式」、「その他の証券」が含まれております。なお、時価を把握することが極めて困難と認められる非上場株式等は、次表には含めておりません。以下、25.も同様であります。

満期保有目的の債券

	種類	貸借対照表計上額(百万円)	取得原価(百万円)	差額(百万円)
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	国債	—	—	—
	地方債	—	—	—
	社債	322	323	0
	その他	—	—	—
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	小計	322	323	0
	国債	—	—	—
	地方債	—	—	—
	社債	900	899	△0
	その他	—	—	—
合 計		1,222	1,222	△0

その他有価証券

	種類	貸借対照表計上額(百万円)	取得原価(百万円)	差額(百万円)
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	2,609	2,137	472
	債券	15,096	14,680	416
	国債	4,196	3,844	352
	地方債	6,347	6,299	47
	社債	4,553	4,536	16
	その他	683	561	121
小計		18,390	17,380	1,010
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	790	901	△111
	債券	40,296	41,707	△1,411
	国債	12,086	13,108	△1,022
	地方債	—	—	—
	社債	28,209	28,598	△388
	その他	1,454	1,588	△133
小計		42,542	44,198	△1,655
合 計		60,932	61,578	△645

25. 当事業年度中に売却したその他有価証券

	売却額(百万円)	売却益の合計額(百万円)	売却損の合計額(百万円)
株式	939	134	9
債券	4,939	2	71
国債	4,939	2	71
地方債	—	—	—
社債	—	—	—
その他	503	6	40
合 計	6,383	143	121

26. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、19,542百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のものが11,010百万円であります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当金庫の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当金庫が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている金庫内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信全上の措置等を講じております。

27. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は、それぞれ以下のとおりであります。

繰延税金資産	
貸倒引当金	727百万円
その他有価証券評価差額金	178百万円
店舗解体費用	75百万円
賞与引当金	47百万円
減損損失	46百万円
減価償却費	43百万円
その他	97百万円
繰延税金資産小計	1,215百万円
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△679百万円
評価性引当額小計	△679百万円
繰延税金資産合計	535百万円
繰延税金負債	
前払年金費用	48百万円
固定資産圧縮積立額	12百万円
その他	1百万円
繰延税金負債合計	62百万円
繰延税金資産の純額	473百万円

28. 会計方針の変更

企業会計基準適用指針第31号「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（令和3年6月17日）以下「時価算定会計基準適用指針」という。）を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第27-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用しております。これによる財務諸表に与える影響はありません。

29. 追加情報

経営指標

1. 主要な経営指標の推移

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
経常収益(千円)	7,567,916	7,754,071	7,657,244	7,366,473	7,602,220
経常利益(千円)	1,145,470	1,025,113	1,334,114	1,220,037	1,713,459
当期純利益(千円)	1,068,525	950,943	1,077,785	954,190	951,866
出資総額(百万円)	13,305	13,208	13,095	12,976	12,856
普通出資金(百万円)	6,005	5,908	5,795	5,676	5,556
その他の出資金(百万円)	7,300	7,300	7,300	7,300	7,300
出資総口数(千口)	120,119	118,176	115,906	113,522	111,128
普通出資金(千口)	120,119	118,176	115,906	113,522	111,128
純資産額(百万円)	25,159	25,082	25,974	26,157	26,246
総資産額(百万円)	554,742	580,771	646,089	675,180	665,520
預金積金残高(百万円)	523,192	536,131	575,546	591,425	584,421
貸出金残高(百万円)	329,015	329,932	361,611	359,929	361,536
有価証券残高(百万円)	36,917	36,094	46,750	56,982	62,198
単体自己資本比率(%)	8.50	8.69	9.00	9.23	9.54
普通出資に対する配当金(百万円)	119	118	115	113	55
(普通出資1口当たり(円))	0円99銭	0円99銭	0円99銭	0円99銭	0円49銭
役員数(人)	13	13	13	13	12
うち常勤役員数(人)	9	9	9	9	8
職員数(人)	443	427	434	436	422
会員数(人)	47,294	46,669	46,213	45,647	44,783

(注) 残高計数は期末日現在のものであり、総資産額には債務保証見返は含んでおりません。

2. 業務粗利益

	令和3年度	令和4年度
資金運用収支	6,331,897	6,466,626
資金運用収益	6,454,135	6,581,449
資金調達費用	122,237	114,823
役務取引等収支	△262,058	△356,279
役務取引等収益	598,980	568,586
役務取引等費用	861,039	924,866
その他業務収支	59,995	△50,500
その他業務収益	71,849	67,280
その他業務費用	11,854	117,781
業務粗利益	6,129,833	6,059,846
業務粗利益率	0.91%	0.90%

(注) 1. 「資金調達費用」は、金銭の信託運用見合費用（令和3年度一千円、令和4年度89千円）を控除して表示しております。
2. 業務粗利益率＝業務粗利益／資金運用勘定平均残高×100
3. 国内業務部門と国際業務部門の区別はしておりません。この項目以外の計数・指標についても該当する場合は同様です。

3. 業務純益

	令和3年度	令和4年度
業務純益	1,143,221	1,472,566
実質業務純益	1,532,426	1,472,566
コア業務純益	1,491,271	1,578,212
コア業務純益 (投資信託解約損益を除く。)	1,491,271	1,578,212

(注) 1. 業務純益＝業務収益－（業務費用一金銭の信託見合費用）
業務費用には、例えば人件費のうちの役員賞与等のような臨時的な経費等を含まないこととしています。
また、貸倒引当金繰入額が全体として繰入超過の場合、一般貸倒引当金繰入額（または取崩額）を含みます。
2. 実質業務純益＝業務純益＋一般貸倒引当金繰入額
実質業務純益は、業務純益から、一般貸倒引当金繰入額の影響を除いたものです。
3. コア業務純益＝実質業務純益－国債等売買損益
国債等売買損益は、国債等債券売却益、国債等債券償還益、国債等債券売却損、国債等債券償還損、国債等債券償却を通算した損益です。

4. 資金運用収支の内訳

	平均残高(百万円)		利息(千円)		利回り(%)	
	令和3年度	令和4年度	令和3年度	令和4年度	令和3年度	令和4年度
資金運用勘定	667,987	666,769	6,454,135	6,581,449	0.96	0.98
うち貸出金	361,818	361,690	5,602,965	5,642,695	1.54	1.56
うち預け金	249,355	232,922	341,506	378,624	0.13	0.16
うち有価証券	50,499	63,414	441,496	489,642	0.87	0.77
資金調達勘定	656,700	652,922	122,237	114,823	0.01	0.01
うち預金積金	611,509	611,692	99,855	91,064	0.01	0.01
うち譲渡性預金	4,246	10,097	3,015	7,123	0.07	0.07
うち借用金	36,376	27,316	18,485	17,467	0.05	0.06

(注) 資金運用勘定は無利息預け金の平均残高(令和3年度1,997百万円、令和4年度610百万円)を、資金調達勘定は金銭の信託運用見合額の平均残高(令和3年度一千万円、令和4年度506百万円)及び利息(令和3年度一千万円、令和4年度0百万円)を、それぞれ控除して表示しております。

5. 受取・支払利息の増減

	令和3年度			令和4年度		
	残高による増減	利率による増減	純増減	残高による増減	利率による増減	純増減
受取利息	545,516	△387,909	157,607	△11,762	139,076	127,314
うち貸出金	209,626	△157,454	52,172	△1,976	41,706	39,730
うち預け金	40,173	16,778	56,951	△22,506	59,624	37,118
うち有価証券	82,739	△39,472	43,267	99,723	△51,577	48,146
支払利息	10,417	△43,939	△33,522	△575	△6,750	△7,325
うち預金積金	4,781	△40,368	△35,587	27	△8,818	△8,791
うち譲渡性預金	3,015	—	3,015	4,127	△19	4,108
うち借用金	10,332	△11,343	△1,011	△4,604	3,586	△1,018

(注) 残高及び利率の増減要因が重なる部分については、利率による増減要因に含めております。

6. 利鞘

	令和3年度	令和4年度
資金運用利回	0.96	0.98
資金調達原価率	0.71	0.72
総資金利鞘	0.25	0.26

7. 利益率

	令和3年度	令和4年度
総資産経常利益率	0.17	0.25
総資産当期純利益率	0.13	0.13

(注) 総資産経常(当期純)利益率 = $\frac{\text{経常(当期純)利益}}{\text{総資産(債務保証見返を除く)平均残高}} \times 100$

8. 預貸率・預証率

	令和3年度		令和4年度	
	期末残高	期中平均	期末残高	期中平均
預貸率	60.85	61.86	58.76	58.16
預証率	9.63	10.64	8.20	10.19

(注) 1. 預貸率 = $\frac{\text{貸出金}}{\text{預金積金+譲渡性預金}} \times 100$ 2. 預証率 = $\frac{\text{有価証券}}{\text{預金積金+譲渡性預金}} \times 100$

預金に関する指標

1. 預金科目別残高

	令和3年度		令和4年度	
	残高	構成比	残高	構成比
流動性預金	280,610	47.4	283,030	48.4
当座預金	9,593	1.6	8,414	1.4
普通預金	264,376	44.7	268,796	46.0
貯蓄預金	2,878	0.5	2,775	0.5
通知預金	641	0.1	600	0.1
別段預金	2,877	0.5	2,217	0.4
納税準備預金	242	0.0	225	0.0
定期性預金	310,815	52.6	301,391	51.6
定期預金	301,075	51.0	291,812	50.0
定期積金	9,739	1.6	9,578	1.6
その他の預金	—	—	—	—
小計	591,425	100.0	584,421	100.0
譲渡性預金	—	—	—	—
合計	591,425	100.0	584,421	100.0

2. 預金積金及び譲渡性預金平均残高

	令和3年度	令和4年度
流動性預金	290,028	294,174
うち有利息預金	242,476	247,777
定期性預金	319,709	315,753
うち固定金利定期預金	309,770	315,741
うち変動金利定期預金	12	12
その他の	1,771	1,764
小計	611,509	611,692
譲渡性預金	4,246	10,097
合計	615,756	621,789

(注) 1. 流動性預金=当座預金+普通預金+貯蓄預金+通知預金
 2. 定期性預金=定期預金+定期積金
 固定金利定期預金:預入時に満期日までの利率が確定する定期預金
 変動金利定期預金:預入期間中の市場金利の変化に応じて金利が変動する定期預金

3. 定期預金残高

	令和3年度	令和4年度
定期預金	301,075	291,812
固定金利定期預金	301,057	291,795
変動金利定期預金	12	12
その他	5	5



貸出金等に関する指標

1. 貸出金科目別残高

	令和3年度		令和4年度	
	残高	構成比	残高	構成比
割引手形	649	0.2	625	0.2
手形貸付	3,910	1.1	3,452	1.0
証書貸付	351,797	97.7	353,864	97.8
当座貸越	3,572	1.0	3,594	1.0
合計	359,929	100.0	361,536	100.0

2. 貸出金平均残高

	令和3年度	令和4年度
	(単位:百万円)	(単位:百万円)
割引手形	668	678
手形貸付	3,360	3,640
証書貸付	354,367	354,124
当座貸越	3,422	3,247
合計	361,818	361,690

3. 固定金利・変動金利の区分ごとの貸出金残高

	令和3年度	令和4年度
	(単位:百万円)	(単位:百万円)
貸出金	359,929	361,536
固定金利	121,306	120,195
変動金利	238,623	241,341

4. 貸出金使途別残高

	令和3年度	令和4年度		
	貸出金残高	構成比	貸出金残高	構成比
設備資金	233,538	65.0	237,097	66.0
運転資金	126,390	35.0	124,439	34.0
合計	359,929	100.0	361,536	100.0

5. 住宅ローン・消費者ローンの貸出金残高

	令和3年度	令和4年度
	(単位:百万円)	(単位:百万円)
住宅ローン	69,712	70,399
消費者ローン	14,365	14,374

(注) 消費者ローンには、カードローンが含まれます。

6. 貸出金の担保別内訳

	令和3年度	令和4年度
	(単位:百万円)	(単位:百万円)
当金庫預金積金	3,389	3,070
有価証券	105	105
動産	—	—
不動産	110,830	109,971
その他	—	—
小計	114,324	113,147
信用保証協会等	105,178	102,107
保証	55,298	60,614
信用	85,127	85,668
合計	359,929	361,536

7. 貸出金業種別内訳

業種区分	令和3年度			令和4年度		
	貸出先数	貸出金残高	構成比	貸出先数	貸出金残高	構成比
製造業	395	10,110	2.8	393	9,696	2.7
農業、林業	4	26	0.0	3	32	0.0
漁業	—	—	—	—	—	—
鉱業、探石業、砂利採取業	—	—	—	—	—	—
建設業	1,189	28,373	7.9	1,201	27,188	7.5
電気・ガス・熱供給・水道業	—	—	—	—	—	—
情報通信業	47	789	0.2	51	714	0.2
運輸業、郵便業	165	5,229	1.5	168	4,971	1.4
卸売業、小売業	849	21,035	5.8	869	20,798	5.8
金融業、保険業	15	1,941	0.5	15	4,901	1.4
不動産業	1,291	126,967	35.3	1,334	127,897	35.4
物品販賣業	13	1,020	0.3	13	912	0.2
学術研究、専門・技術サービス業	79	1,438	0.4	83	1,497	0.4
宿泊業	8	231	0.1	8	238	0.1
飲食業	436	7,724	2.1	441	7,732	2.1
生活関連サービス業、娯楽業	264	5,853	1.6	259	5,106	1.4
教育、学習支援業	40	1,406	0.4	43	1,330	0.4
医療、福祉	141	2,645	0.7	139	2,511	0.7
その他のサービス	553	13,275	3.7	569	12,429	3.4
小計	5,489	228,070	63.3	5,589	227,960	63.1
国・地方公共団体等	10	31,143	8.7	10	31,897	8.8
個人	12,521	100,716	28.0	12,243	101,678	28.1
合計	18,020	359,929	100.0	17,842	361,536	100.0

(注) 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

8. 債務保証見返の担保別内訳

	令和3年度		令和4年度	
	期末残高	期中増減額	期末残高	期中増減額
当金庫預金積金	7		6	
不動産	50		38	
小計	57		44	
信用保証協会・信用保険	0		0	
保証	—		—	
信用	—		5	
合計	58		50	

9. 貸倒引当金

	令和3年度		令和4年度	
	期末残高	期中増減額	期末残高	期中増減額
一般貸倒引当金	656	389	591	△65
個別貸倒引当金	1,533	△82	1,442	△90
合計	2,190	306	2,033	△156

10. 貸出金償却

	令和3年度		令和4年度	
	貸出金償却額	(千円)	貸出金償却額	(千円)
	23,801		24,082	



しんきんSDGs私募債「ちいきのミライ」贈呈式（令和5年5月15日）

信用金庫法開示債権及び金融再生法開示債権の保全・引当状況

区分	令和3年度		令和4年度	
	(単位:百万円)	(単位:百万円)	(単位:百万円)	(単位:百万円)
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	1,409		1,752	
危険債権	8,223		7,510	
要管理債権	2,734		2,337	
三月以上延滞債権	25		19	
貸出条件緩和債権	2,709		2,318	
小計(A)			12,367	11,600
保全額(B)			11,128	10,701
個別貸倒引当金(C)			1,533	1,442
一般貸倒引当金(D)			107	85
担保・保証等(E)			9,487	9,173
保全率(B)/(A)(%)			89.98	92.25
引当率((C)+(D))/((A)-(E))(%)			56.97	62.97
正常債権(F)			347,846	350,391
総与信残高(A)+(F)			360,213	361,991

(注) 1. 「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。
 2. 「危険債権」とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の取りができない可能性の高い債権で、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」に該当しない債権です。
 3. 「要管理債権」とは、信用金庫法上の「三月以上延滞債権」に該当する貸出金と「貸出条件緩和債権」に該当する貸出金の合計額です。
 4. 「三月以上延滞債権」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」及び「危険債権」に該当しない貸出金です。
 5. 「貸出条件緩和債権」とは、債務者の経営再建等を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」及び「三月以上延滞債権」に該当しない貸出金です。
 6. 「個別貸倒引当金」(C)は、貸借対照表上の個別貸倒引当金の額のうち、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」及び「危険債権」の債権額に対して個別に引当計上した額の合計額です。
 7. 「一般貸倒引当金」(D)には、貸借対照表上の一般貸倒引当金の額のうち、要管理債権の債権額に対して引当た額を記載しております。
 8. 「担保・保証等」(E)は、自己査定に基づいて計算した担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額の合計額です。
 9. 「正常債権」(F)とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がない債権であり、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」及び「要管理債権」以外の債権です。
 10. 「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」及び「正常債権」が対象となる債権は、貸借対照表の「有価証券」中の社債（その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）によるものに限る。）、貸出金、外債為替、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに債務保証引渡しの各勘定に計上されるもの並びに注記されている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券（使用貸借又は貸買貸契約によるものに限る。）です。



しんきんSDGs私募債「ちいきのミライ」贈呈式（令和4年11月25日）



しんきんSDGs私募債「ちいきのミライ」贈呈式（令和5年3月27日）

有価証券に関する指標

1. 商品有価証券平均残高

該当ありません。

2. 有価証券の種類別の残存期間別の残高

(令和3年度) (単位:百万円)

	1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超	期間の定め のないもの	合計
国 債	—	—	—	—	3,927	17,308	—	21,235
地 方 債	1,205	4,249	1,725	—	—	—	—	7,181
短 期 社 債	—	—	—	—	—	—	—	—
社 債	1,929	5,344	6,402	4,296	4,384	870	—	23,227
株 式	—	—	—	—	—	—	3,191	3,191
外 国 証 券	201	—	227	—	668	95	—	1,192
その他の証券	—	2	—	8	—	—	942	953

(令和4年度) (単位:百万円)

	1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超	期間の定め のないもの	合計
国 債	—	—	—	—	3,936	12,346	—	16,283
地 方 債	2,409	3,532	—	—	404	—	—	6,347
短 期 社 債	—	—	—	—	—	—	—	—
社 債	5,067	8,980	9,473	6,469	3,187	807	—	33,985
株 式	—	—	—	—	—	—	3,429	3,429
外 国 証 券	—	520	—	—	827	—	—	1,347
その他の証券	1	—	8	5	—	—	791	805

3. 有価証券の種類別の平均残高

(単位:百万円)

区分	令和3年度		令和4年度	
	国 債	地 方 債	国 債	地 方 債
国 債	16,361	—	20,385	—
地 方 債	7,669	—	6,693	—
短 期 社 債	—	—	—	—
社 債	21,560	—	30,872	—
株 式	2,865	—	3,128	—
外 国 証 券	916	—	1,321	—
そ の 他 の 証 券	1,127	—	1,012	—
合 計	50,499	—	63,414	—

4. 有価証券の時価情報

(1) 売買目的有価証券

該当ありません。

(2) 満期保有目的の債券

(単位:百万円)

種類	令和3年度			令和4年度		
	貸借対照表 計上額	時価	差額	貸借対照表 計上額	時価	差額
時価が 貸借対照表計上額を 超えるもの	国 債	—	—	—	—	—
	地 方 債	—	—	—	—	—
	短 期 社 債	—	—	—	—	—
	社 債	—	—	322	323	0
	そ の 他	—	—	—	—	—
	小 計	—	—	322	323	0
時価が 貸借対照表計上額を 超えないもの	国 債	—	—	—	—	—
	地 方 債	—	—	—	—	—
	短 期 社 債	—	—	—	—	—
	社 債	—	—	900	899	△0
	そ の 他	—	—	—	—	—
	小 計	—	—	900	899	△0
合 計	—	—	—	1,222	1,222	△0

(注) 1. 時価は、期末日における市場価格等に基づいております。

2. 上記の「その他」は、外国証券及び投資信託等です。

(3) 子会社・子法人等株式及び関連法人等株式

該当ありません。

(4) その他有価証券

(単位:百万円)

種類	令和3年度			令和4年度		
	貸借対照表 計上額	取得原価	差額	貸借対照表 計上額	取得原価	差額
貸借対照表 計上額が 取得原価を 超えるもの	株 式	1,578	1,295	283	2,609	2,137
	債 券	21,979	21,327	651	15,096	14,680
	国 債	8,104	7,563	540	4,196	3,844
	地 方 債	7,181	7,099	81	6,347	6,299
	短 期 社 債	—	—	—	—	—
	社 債	6,692	6,663	29	4,553	4,536
	そ の 他	1,247	1,124	123	683	561
	小 計	24,805	23,747	1,058	18,390	17,380
	株 式	1,584	1,772	△188	790	901
	債 券	29,666	30,279	△613	40,296	41,707
貸借対照表 計上額が 取得原価を 超えないもの	国 債	13,131	13,610	△478	12,086	13,108
	地 方 債	—	—	—	—	—
	短 期 社 債	—	—	—	—	—
	社 債	16,535	16,669	△134	28,209	28,598
	そ の 他	887	925	△38	1,454	1,588
	小 計	32,137	32,978	△840	42,542	44,198
合 計			56,943	56,725	217	60,932
						61,578
						△645

(注) 1. 貸借対照表計上額は、期末日における市場価格等に基づいております。

2. 上記の「その他」は、外国証券及び投資信託等です。

3. 市場価格のない株式等及び組合出資金は本表には含めておりません。

(5) 市場価格のない株式等及び組合出資金

(単位:百万円)

	令和3年度		令和4年度	
	貸借対照表計上額	貸借対照表計上額	貸借対照表計上額	貸借対照表計上額
非 上 場 株 式	—	—	28	28
組 合 出 資 金	—	—	10	14
合 計	—	—	39	43

5. 金銭の信託

該当ありません。

6. 信用金庫法施行規則第102条第1項第5号に掲げる取引

デリバティブ取引、オプション取引、オフ・バランス取引、先物取引等の取扱いはありません。

自己資本の充実の状況等

1. 自己資本の構成に関する開示事項

項目	令和3年度	令和4年度
コア資本に係る基礎項目(1)		
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る会員勘定の額	25,391	26,162
うち、出資金及び資本剰余金の額	15,676	15,556
うち、利益剰余金の額	9,833	10,671
うち、外部流出予定額(△)	113	55
うち、上記以外に該当するものの額	△5	△9
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	773	704
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	773	704
うち、適格引当金コア資本算入額	—	—
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の45パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	62	31
コア資本に係る基礎項目の額 (イ)	26,227	26,898
コア資本に係る調整項目(2)		
無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額	88	67
うち、のれんに係るものとの額	—	—
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	88	67
繰延税金資産(一時差異に係るもの除外。)の額	5	—
適格引当金不足額	—	—
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	—	—
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	—	—
前払年金費用の額	98	127
自己保有普通出資等(純資産の部に計上されるものを除く。)の額	—	—
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	—	—
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	—	—
信用金庫連合会の対象普通出資等の額	—	—
特定項目に係る10パーセント基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—	—
特定項目に係る15パーセント基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—	—
コア資本に係る調整項目の額 (口)	192	195
自己資本		
自己資本の額((イ)-(口)) (ハ)	26,034	26,702
リスク・アセット等(3)		
信用リスク・アセットの額の合計額	269,133	266,749
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	△732	△732
うち、他の金融機関等向けエクスボージャー	△1,425	△1,425
うち、上記以外に該当するものの額	692	692
オペレーション・リスク相当額の合計額を8パーセントで除して得た額	12,839	13,011
信用リスク・アセット調整額	—	—
オペレーション・リスク相当額調整額	—	—
リスク・アセット等の額の合計額 (二)	281,973	279,760
自己資本比率		
自己資本比率((ハ)/(二))	9.23%	9.54%

(注) 自己資本比率の算出方法を定めた「信用金庫法第89条第1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、信用金庫及び信用金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準(平成18年金融庁告示第21号)」に基づき算出しております。

なお、当金庫は国内基準により自己資本比率を算出しております。

2. 定量的な開示事項

(1) 自己資本の充実度に関する事項

(単位:百万円)

	令和3年度		令和4年度	
	リスク・アセット	所要自己資本額	リスク・アセット	所要自己資本額
イ. 信用リスク・アセット、所要自己資本の額の合計				
① 標準的手法が適用されるポートフォリオごとのエクスボージャー	269,133	10,765	266,749	10,669
現金	270,001	10,800	267,603	10,704
我が国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—
外国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—
国際決済銀行等向け	—	—	—	—
我が国の地方公共団体向け	—	—	—	—
外国の中央政府等以外の公共部門向け	—	—	—	—
国際開発銀行等向け	—	—	—	—
地方公共団体金融機構向け	—	—	—	—
我が国の政府関係機関向け	10	0	10	0
地方三公社向け	40	1	40	1
金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	46,520	1,860	46,409	1,856
法人等向け	35,480	1,419	40,537	1,621
中小企業等向け及び個人向け	53,377	2,135	47,784	1,911
抵当権付住宅ローン	20,683	827	18,754	750
不動産取得等事業向け	79,443	3,177	79,475	3,179
三ヶ月以上延滞等	865	34	613	24
取立て未済手形	26	1	39	1
信用保証協会等による保証付	3,130	125	3,157	126
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	—	—	—	—
出資等のエクスボージャー	3,769	150	3,649	145
重要な出資のエクスボージャー	3,769	150	3,649	145
上記以外	26,653	1,066	27,130	1,085
他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部TLAC関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスボージャー	4,812	192	4,810	192
信用金庫連合会の対象普通出資等であってコア資本に係る調整項目の額に算入されなかった部分に係るエクスボージャー	2,657	106	2,657	106
特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスボージャー	1,512	60	892	35
総株主等の譲り受けの10を超える譲り受け権を保有している他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に係るエクスボージャー	—	—	—	—
総株主等の譲り受けの10を超える譲り受け権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段のうち、その他外部TLAC関連調達手段に係る5%基準額を上回る部分に係るエクスボージャー	—	—	—	—
上記以外のエクスボージャー	17,670	706	18,768	750
② 証券化エクスボージャー				
証券化	—	—	—	—
STC要件適用分	—	—	—	—
非STC要件適用分	—	—	—	—
再証券化	—	—	—	—
③ リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスボージャー				
61	2	75	3	3
リスク・スルーフォード	61	2	75	3
マンデート方式	—	—	—	—
蓋然性方式(250%)	—	—	—	—
蓋然性方式(400%)	—	—	—	—
フォールバック方式(1250%)	—	—	—	—
④ 経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額				
495	19	495	19	19
⑤ 他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスボージャー				
△1,425	△57	△1,425	△57	△57
⑥ CVAリスク相当額を8%で除して得た額				
—	—	—	—	—
⑦ 中央清算機関関連エクスボージャー				
0	0	0	0	0
ロ. オペレーション・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額				
12,839	513	13,011	520	520
八. 単体総所要自己資本額(イ+ロ)				
281,973	11,278	279,760	11,190	11,190

(注) 1. 所要自己資本の額=リスク・アセット × 4%

2. 「エクスボージャー」とは、資産(派生商品取引によるものを除く)並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額のことです。

3. 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払日の翌日から三月以上延滞している債務者に係るエクスボージャー及び「我が国の中央政府及び中央銀行向け」から「法人等向け」(「国際決済銀行等向け」を除く)においてリスク・ウェイトが150%になったエクスボージャーのことです。

4. 当金庫は、基礎的手法によりオペレーション・リスク相当額を算定しております。

<オペレーション・リスク相当額(基礎的手法)の算定方法>

粗利益(直近3年間のうち正の値の合計額) × 15%

直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数

5. 単体総所要自己資本額=単体自己資本比率の分母の額 × 4%

(2) 信用リスクに関する事項(リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー及び証券化エクスポージャーを除く)

イ. 信用リスクに関するエクspoージャー及び主な種類別の期末残高

<地域別・業種別・残存期間別>

エクspoージャー区分 地域区分 業種区分 期間区分	信用リスクエクspoージャー期末残高					
			貸出金、コミットメント及び その他のデリバティブ以外の オフ・バランス取引		債券	
	令和3年度	令和4年度	令和3年度	令和4年度	令和3年度	令和4年度
国 内	676,705	667,688	360,796	362,786	51,654	57,663
国 外	1,200	1,399	—	—	1,200	1,399
地 域 別 合 計	677,905	669,088	360,796	362,786	52,855	59,062
製 造 業	19,581	23,233	10,719	10,230	7,404	11,291
農 業 、 林 業	80	100	80	100	—	—
漁 業	—	100	—	—	100	—
鉱業、採石業、砂利採取業	—	—	—	—	—	—
建 設 業	32,277	31,160	32,077	30,761	200	398
電気・ガス・熱供給・水道業	284	192	—	—	100	100
情 報 通 信 業	2,699	3,499	852	778	1,601	2,498
運 輸 業 、 郵 便 業	7,822	8,171	5,486	5,222	2,106	2,897
卸 売 業 、 小 売 業	24,014	24,798	22,147	21,850	1,601	2,601
金 融 業 、 保 険 業	255,357	243,895	1,989	4,947	7,081	9,604
不 動 産 業	133,091	134,720	131,730	133,011	701	1,130
物 品 貸 貸 業	2,452	3,937	1,031	912	1,035	2,639
学術研究、専門・技術サービス業	1,635	1,652	1,635	1,652	—	—
宿 泊 業	231	239	231	239	—	—
飲 食 業	8,793	8,697	8,793	8,697	—	—
生活関連サービス業、娯楽業	7,172	6,430	7,172	6,428	—	—
教 育 、 学 習 支 援 業	1,462	1,386	1,462	1,386	—	—
医 療 、 福 祉	3,130	3,051	3,130	3,021	—	30
そ の 他 の サ ー ビ ス	15,318	14,626	14,491	13,599	600	800
国・地方公共団体等	61,695	56,998	31,148	31,903	30,422	24,969
個 人	86,612	88,006	86,612	88,006	—	—
そ の 他	14,192	14,188	2	33	—	—
業 種 別 合 計	677,905	669,088	360,796	362,786	52,855	59,062

(注) 1. オフ・バランス取引は、デリバティブ取引を除く。

2. 「三月以上延滞エクspoージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上延滞している債務者に係るエクspoージャーのことです。

3. 上記の「その他」は、裏付となる個々の資産の全部又は一部を把握することや、業種区分に分類することが、困難なエクspoージャーです。

具体的には現金、固定資産、繰延税金資産等が含まれます。

4. CVAリスクおよび中央清算機関連エクspoージャーは含まれておりません。

5. 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

6. デリバティブ取引はありません。

(単位:百万円)

三月以上延滞 エクspoージャー	
令和3年度	令和4年度
1,639	1,284
—	—
1,639	1,284
21	12
—	—
178	29
—	—
41	40
167	55
742	752
—	—
125	124
2	2
—	—
—	—
160	160
173	106
1,639	1,284

ハ. 業種別の個別貸倒引当金及び貸出金償却の額等

(単位:百万円)

	個別貸倒引当金								貸出金償却	
	期首残高		当期増加額		当期減少額		期末残高			
	令和3年度	令和4年度	令和3年度	令和4年度	令和3年度	令和4年度	令和3年度	令和4年度		
製 造 業	0	0	0	0	—	—	0	0	0	
農 業 、 林 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
漁 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
鉱業、採石業、砂利採取業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
建 設 業	378	356	356	340	7	1	370	354	356	
電気・ガス・熱供給・水道業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
情 報 通 信 業	3	3	3	2	—	—	3	3	2	
運輸業、郵便業	2	2	2	2	—	—	2	2	2	
卸売業、小売業	48	39	39	79	8	—	39	39	79	
金融業、保険業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
不動産業	493	461	461	435	—	—	493	461	435	
物品貸業	47	46	46	40	—	—	47	46	40	
学術研究、専門・技術サービス業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
宿泊業	122	—	—	—	—	—	122	—	—	
飲食業	9	8	8	6	—	—	9	8	6	
生活関連サービス業、娯楽業	—	—	—	0	—	—	—	—	—	
教育、学習支援業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
医療、福祉	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
その他のサービス	444	550	550	478	—	—	444	550	478	
国・地方公共団体等	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
個人	67	64	64	53	2	—	65	64	53	
合計	1,616	1,533	1,533	1,442	18	1	1,597	1,532	1,442	

(注) 1. 業種区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

2. 当金庫は、国内の限定されたエリアにて事業活動を行っているため、「地域別」の区分は省略しております。

二. リスク・ウェイトの区分ごとのエクspoージャーの額等

(単位:百万円)

告示で定めるリスク・ウェイト区分(%)	エクspoージャーの額				合計	
	令和3年度		令和4年度			
	格付適用あり	格付適用なし	格付適用あり	格付適用なし		
0%	—	83,845	—	67,092		
10%	—	100	—	100		
20%	226,307	3,908	248,484	10,787		
35%	—	59,391	—	57,364		
40%	300	—	100	—		
50%	38,240	1,037	18,568	4,504		
70%	100	—	601	—		
75%	—	117,876	—	114,687		
100%	4,208	139,608	3,102	141,256		
150%	—	450	—	156		
250%	—	2,529	—	2,281		
合計	269,157	408,748	270,857	398,231		

(6) 出資等エクスポートに関する事項
イ. 貸借対照表計上額及び時価等

区分	令和3年度		令和4年度	
	貸借対照表計上額	時価	貸借対照表計上額	時価
上場株式	3,162	3,162	3,400	3,400
非上場株式	28	28	28	28
その他	3,272	3,272	3,144	3,144
合計	6,464	6,464	6,574	6,574

(注) 「その他」には、不動産投資信託、優先出資、投資事業組合への出資等が含まれております。

ロ. 出資等エクスポートの売却及び償却に伴う損益の額

	令和3年度		令和4年度	
	売却益	172	売却損	49
償却	—	—	—	—

(注) 損益計算書における損益の額を記載しております。

ハ. 貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書で認識されない評価損益の額

	令和3年度		令和4年度	
	評価損益	172	評価損益	387

二. 貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額

	令和3年度		令和4年度	
	評価損益	—	評価損益	—

(7) リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポートに関する事項

	令和3年度		令和4年度	
	ルック・スルー方式を適用するエクスポート	104	マネード方式を適用するエクスポート	—
	蓋然性方式(250%)を適用するエクスポート	—	蓋然性方式(400%)を適用するエクスポート	—
フォールバック方式(1250%)を適用するエクスポート	—	—	—	—

(8) 金利リスクに関する事項

項目番号	IRRBB1: 金利リスク			
	イ		ロ	
	△EVE		△NII	
	当期末	前期末	当期末	前期末
1 上方パラレルシフト	9,215	9,984	—	—
2 下方パラレルシフト	—	—	1,916	862
3 スティーブ化	7,855	6,978	—	—
4 フラット化	—	—	—	—
5 短期金利上昇	—	—	—	—
6 短期金利低下	—	—	—	—
7 最大値	9,215	9,984	1,916	862
8 自己資本の額	木	ヘ	木	ヘ
	当期末	前期末	当期末	前期末
	26,702	26,034	—	—

(注) 金利リスクの算定手法の概要等は、「定性的な開示事項」の項目に記載しております。

報酬等に関する事項

〈報酬体系について〉

1. 対象役員

当金庫における報酬体系の開示対象となる「対象役員」は、常勤理事及び常勤監事をいいます。対象役員に対する報酬等は、職務執行の対価として支払う「基本報酬」及び「賞与」、在任期間中の職務執行及び特別功労の対価として退任時に支払う「退職慰労金」で構成されております。

(1) 報酬体系の概要

【基本報酬及び賞与】

非常勤を含む全役員の基本報酬及び賞与につきましては、総代会において、理事全員及び監事全員それぞれの支払総額の最高限度額を決定しております。

そのうえで、各理事の基本報酬額につきましては役位や在任年数等を、各理事の賞与額については前年度の業績等をそれぞれ勘案し、当金庫の理事会において決定しております。また、各監事の基本報酬額及び賞与額につきましては、監事の協議により決定しております。

【退職慰労金】

退職慰労金につきましては、在任期間中に毎期引当金を計上し、退任時に総代会で承認を得た後、支払っております。

なお、当金庫では、全役員に適用される退職慰労金の支払いに関して、主として次の事項を定めております。

- a. 決定方法
- b. 支払手段
- c. 決定時期と支払時期

(2) 令和4年度における対象役員に対する報酬等の支払総額

区分	支払総額	
	対象役員に対する報酬等	144

(注) 1. 対象役員に該当する理事は9名、監事は1名です（期中に退任した者も含む）。

2. 上記の内訳は、「基本報酬」122百万円、「退職慰労金」21百万円となっております。

なお、令和4年度において「賞与」は支払っていません。

「退職慰労金」は、当年度中に支払った退職慰労金（過年度に繰り入れた引当金分を除く）と当年度に繰り入れた役員退職慰労金の合計額となっております。

(3) その他

「信用金庫法施行規則第132条第1項第6号等の規定に基づき、報酬等に関する事項であって、信用金庫等の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるものとして金融庁長官が別に定めるもの」（平成24年3月29日付金融庁告示第22号）第2条1項3号及び6号に該当する事項はありませんでした。

2. 対象職員等

当金庫における報酬体系の開示対象となる「対象職員等」は、当金庫の非常勤役員、当金庫の職員であって、対象役員が受けれる報酬等と同等額以上の報酬を受ける者のうち、当金庫の業務及び財産の状況に重要な影響を与える者をいいます。

なお、令和4年度において、対象職員等に該当する者はいませんでした。

(注) 1. 対象職員等には、期中に退任・退職した者も含めております。

2. 「同等額」は、令和4年度に対象役員に支払った報酬等の平均額としております。

3. 令和4年度において対象役員が受けれる報酬等と同等額以上の報酬を受ける者はいませんでした。

開示項目一覧

信用金庫法施行規則第132条等における開示項目

1. 金庫の概況及び組織に関する次に掲げる事項	25~28
イ. 事業の組織	25
ロ. 法令遵守の体制	29
ハ. 中小企業の経営の改善及び地域の活性化のための取組の状況	17~18
二. 金融ADR制度への対応	29
5. 金庫の直近の2事業年度における財産の状況に関する次に掲げる事項	33~38
イ. 貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書	33~38
ロ. 金庫の有する債権のうち次に掲げるものの額及び	33~38
(1)から(4)までに掲げるものの合計額	44
(1)破産更生債権及びこれらに準ずる債権	44
(2)危険債権	44
(3)三月以上延滞債権（貸出金のみ）	44
(4)貸出条件緩和債権（貸出金のみ）	44
(5)正常債権	44
八. 自己資本の充実の状況について金融庁長官が別に定める事項	47~51
二. 次に掲げるものに関する取得価額又は契約価額、時価及び評価損益	45~46
有価証券	45
金銭の信託	46
第102条第1項第5号に掲げる取引	46
ホ. 貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額	43
ヘ. 貸出金償却の額	43
ト. 金庫が法第38条の2第3項の規定に基づき貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書について会計監査人の監査を受けている場合にはその旨	34
6. 報酬等に関する事項であって、金庫の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるものとして金融庁長官が別に定めるもの	52



利根運河（野田市・流山市・柏市）

利根川と江戸川を結ぶ延長8.5kmの一級河川です。

4月中旬から5月には、約100匹のこいのが空を泳ぎます。